（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第四十条　施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十五条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

（平成二十四年一元化法の一部改正）

第六十八条　平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」と」を削り、「第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に、「特定衛視等」と」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等に限る。）又は同項に規定する特定衛視等」と」に改め、同条第四項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」を「第五十八条第一項第四号」に、「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改め、同条第五項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十九条　削除

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二十五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条第一項の改正規定中「第十一条の四第一項及び第二項」の下に「、第十三条の五第六項」を加え、同法附則第十三条の四第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則第十三条の五第一項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条第六項中「の受給権者が被保険者である間」を「は、その受給権者が被保険者等である日が属する月において」に改める。

第一条のうち厚生年金保険法附則第二十九条第八項を同条第九項とする改正規定中「同条第八項」を「同条第八項中「第三十三条」を「第二条の五、第三十三条」に改め、同項」に改める。

附則第十一条第一項中「及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。）附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第二項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第三項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第二十一条中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第三十五条第一項中「ついては」の下に「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」と」を加え、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「第四十二条第二号に該当する者」に改め、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する」を削り、同条第四項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改める。

附則第三十七条第一項中「並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等」を削る。

附則第五十九条第一項中「第五十八条第一項第四号」を「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」に、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改め、同条第五項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改める。

附則第六十一条第一項中「並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第四十条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等」を削る。

附則第七十九条中「並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付」を削る。

附則第八十七条のうち国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第七条の五第四項の改正規定中「あつた期間に係る」を「あつた期間」に、「第四号厚生年金被保険者期間に係る」を「第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」を「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。